

# 産 業 医 契 約 書



労働安全衛生法第13条の定めにより、同法施行令第5条に該当する事業場の事業者 岡山市消防局（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）とは、産業医委嘱に関し、次のとおり契約を締結する。

（産業医委嘱）

第1条 甲は、乙を甲の事業場における労働安全衛生法第13条の産業医として選任し、その職務を行なうことを委嘱し、乙はこれを承諾した。

（業務の内容）

第2条 乙は甲の事業場における、次の職務を行なう。

- (1) 労働安全衛生規則第14条、第15条及び第61条第2項に定める事項
- (2) 労働安全衛生法第66条の十第3項に規定する面接指導
- (3) 消防職員の活動中における受傷や疾病、血液暴露事故、結核等の感染症患者接触時等における緊急的な検査及び診察、治療（入院を含む。）等、その他、甲乙が協議し取り決めた事項

（事業者の責務）

第3条 甲は、乙の職務遂行に協力すると共に、乙の勧告指導を尊重し、必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（報 酬）

第4条 甲は乙に対し、嘱託料月額90,000円を半期ごとに支払うものとする。

（災害時の補償）

第5条 乙が本契約に定める業務を遂行中に生じた、第三者に対する物的及び、人的事故は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、すべて甲の責任において、処理し、補償する。

2 職務遂行のため、事業場へ往復途上における事故についても、これに準ずるものとする。

（契約の有効期間）

第6条 本契約の有効期限は、令和8年4月1日から1カ年とする。

（契約の解除）

第7条 甲・乙いずれかの契約の破棄の申出がなされたときは、申出から1カ月の期間において、この契約を解除することができる。

（契約条項の改訂）

第8条 本契約の条項について、その内容を改訂する必要がある場合

は、甲・乙双方協議し、その内容及び実施の時を定めるものとする。

(個人情報保護)

第9条 甲及び乙は、別に「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第10条 乙は、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一部委任又は下請負の通知)

第11条 乙は、委託の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他甲が必要と認める事項をあらかじめ甲に対して通知しなければならない。

(指名停止期間中の者等の下請負等の禁止)

第11条の2 乙は、委託の全部又は一部を甲から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項または、本契約について生じた疑義については、その都度、甲・乙協議のうえ、取り決めるものとする。

上記の契約書は、二通作成し、甲・乙押印の上、各自その一通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 事業場所在地及び名称 岡山市北区大供一丁目1番1号  
事業場代表者氏名 岡山市消防局  
局長 ㊟

乙 産業医委嘱機関所在地  
及び名称、代表者氏名